

令和6年10月から

重度心身障がい者医療費支給制度の

現物給付の対象者を拡大します

●現物給付とは

埼玉県内の医療機関等の窓口で市が発行した受給者証を提示することにより、医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができる仕組みです。

●実施時期

令和6年10月診療分から

●対象範囲の拡大内容

《現在》国保又は社保加入者のみ

《令和6年10月以降》国保又は社保・後期高齢者医療加入者

令和6年9月30日診療分まで				➡	令和6年10月1日診療分から			
加入保険	現物給付限度額 （月額）	埼玉県内の医療機 関等	埼玉県外の 医療機関等		加入保険	現物給付限度額 （月額）	埼玉県内の医療 機関等	埼玉県外の 医療機関等
国保 社保	21,000円未満	現物給付	償還払い		国保 社保	21,000円未満	現物給付	償還払い
	21,000円以上	償還払い				21,000円以上	償還払い	
後期 高齢	———	償還払い			後期 高齢	上限なし	現物給付	償還払い

※医療機関等…保険医療機関(医科・歯科)、保険薬局(調剤)、指定訪問看護事業所

※償還払い…医療機関等の窓口で医療費を支払い、領収書を申請書に添付して本市へ申請する方法。

●注意点

- ① 埼玉県内医療機関を受診の際は、必ず受給者証を提示してください。
- ② 接骨院などは、新座・朝霞・志木・和光市内の一部医療機関のみ現物給付の対象です。
- ③ 後期高齢者医療保険制度に加入している方については現物給付の自己負担限度額の設定はありません。
- ④ 後期高齢者医療保険制度に加入している方のうち、現物給付の対象となるのは、事前に「高額療養費の代理受領に関する同意書」を市へ提出した方のみとなります(受給者証右上に「県内現物」と記載があり、公費負担者番号(82110305)の記載がある方)。同意書を提出していない方は従来どおり、償還払い方式(※)となりますので、ご注意ください(※医療機関窓口で医療費を支払った場合は、領収書を「重度心身障がい者医療費支給申請書」に添付し、申請してください)。
- ⑤ 食事代及び居住費は医療費助成の対象外です。
- ⑥ 医療機関によっては、現物給付に対応していない場合もあります。

(問合せ)新座市総合福祉部 障がい者福祉課 給付係

電話048-424-8180